

幼保連携型認定こども園 川西こども園

運 営 規 程

社会福祉法人 愛和会

幼保連携型認定こども園 川西こども園運営規程

（目的）

第1条 社会福祉法人 愛和会が設置する川西こども園（以下「当園」という。）は、幼保連携型認定こども園として、就学前（満3歳以上）の子どもに関する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもに健やかな成長が図られるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（事業所の名称等）

第2条 当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 川西こども園
- (2) 所在地 奈良県磯城郡川西町結崎 1 2 0 1 - 1

（運営理念・方針）

第3条 当園の教育・保育理念及び方針は以下の通りとする。

教育・保育理念

目指す園児像 「たくましく、しっかりした子」

教育・保育方針

- (1) 基本的生活習慣の習得、持続
- (2) 健康な心身をつくる
- (3) 社会性の育成と道徳性の芽生えを培う
- (4) 知的発達の基礎作りと十分な表現活動の体得
- (5) 自然を愛する心、人を思いやる豊かな心を育てる
- (6) 一人一人を大切にする保育をめざす

（教育・保育の内容）

第4条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という）、児童福祉法（昭和22年法律164号）、その他関係法令を踏まえ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を支援法第19条第1項第1号に該当する子ども（以下「1号認定者」という）・支援法第1

9条第1項第2号に該当する子ども（以下「2号認定者」という）・支援法第19条第1項第3号に該当する子ども（以下「3号認定者」という）総合的に提供する。

2 通常提供する教育・保育のほかに以下の提供も行う。

- (1) 早朝保育（1号認定者・2号認定者及び3号認定者の短時間認定のみ）
- (2) 延長保育（1・2・3号認定者）、預かり保育（1号認定者）
- (3) その他教育・保育に係る行事等
- (4) 子育て支援事業

園の保護者や地域の方と常に連携を保ち、運営方針、教育・保育内容、発達・成長記録について、掲示板や園だより、連絡帳等を通じて理解と協力を得るものとする。事業としては、育児相談や園庭開放等を行う。

(5) 給食及び食育

当園の給食は、必要な給与栄養目標量を確保し、食育計画を策定の上、以下の通り自園調理で提供するものとする。

- ・ 食材そのものの旨みを味わうことができるように、薄味で味付けし、月齢や年齢・個々の咀嚼や発達に合わせて調節する。
 - ・ 離乳食は、各家庭で給食の確認表に記入してもらい、保護者と連携を取りながら進めていく。
 - ・ 食物アレルギーがある場合は、医師の記入による「除去食依頼書」をもとに献立を考える。また、調理方法や配膳の仕方、アレルギー症状への対応を職員間で確認・徹底する。
- 尚、保護者はアレルギー症状について適確に園に報告するものとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長 1名（常勤専従）

副園長は、園長を補佐し、保育所全般に関する園務を掌理する。また、保護者からの育児相談や地域の子育て支援を行う。

(3) 主幹保育教諭 2名（常勤専従）

主幹保育教諭は、園長を補佐し、園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

(4) 保育教諭 27名（常勤専従・非常勤）

教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 看護師 1名（常勤）

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(6) 栄養士 1名（非常勤）

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

(7) 調理員 3名（委託業者含む）

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(8) 事務員 2名（常勤2名）

園の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務及び雑務等を行う。

(9) 園医 1名（非常勤）

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、毎月の健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(10) 園歯科医 1名（非常勤）

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(11) 園薬剤師 1名（非常勤）

園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（学年及び学期）

第6条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

（教育・保育の提供を行う日）

第7条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

2 1号認定者への教育・保育の提供については、次の休業日を加える。

（1）土曜日

（2）夏季休業 8月13日から8月15日まで（多少前後する場合があります）

（3）冬季休業 12月29日から1月3日まで（多少前後する場合があります）

- (4) 春季休業 3月29日から3月31日まで(多少前後する場合があります)
- 3 教育・保育の関係上やむを得ない事情がある場合、第2項の規定にかかわらず、休業日に教育・保育を提供することがある。ただし、災害その他急迫の事態が起こったときは、臨時に教育・保育を提供できないことがある。

(教育・保育の提供を行う時間)

第8条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間(4.5時間)

8時30分から13時00分までを標準とする。尚、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は7時00分から8時30分まで又は、13時00分から19時00分までの範囲内で、早朝保育・預かり保育・延長保育を提供する。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)

7時00分から18時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。尚、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は19時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。尚、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は7時00分から8時30分まで又は16時30分から19時00分までの範囲内で、早朝保育・延長保育を提供する。

(利用者負担金その他の費用等)

第9条 教育・保育給付認定保護者は、その教育・保育給付認定を行った市町村が定める利用者負担金(保育料)を当園に支払うものとする。

- 2 前項の利用料のほか、教育・保育の提供に関して別表1に掲げる費用についてその都度保護者に説明し同意を得た上で支払いを受けるものとする。
- 3 第2項に加え、教育・保育の質の向上を図るため別表2に掲げる費用については、保護者に説明し同意を得た上で支払いを受けるものとする。

(利用定員)

第10条 利用定員は、次のとおり定める。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号認定者定員	-	-	-	5人	5人	5人
2号認定者定員	-	-	-	15人	15人	15人
3号認定者定員	10人	15人	15人	-	-	-

(利用の開始及び終了に関する事項)

第11条 当園は、市町村から教育・保育の実施について教育・保育給付認定を受けた1号認定者から利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

- (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
 - (3) その他特別な事情がある場合
- 2 1号認定者について入園希望者が利用定員を上回る場合は、次の方法により選考を行い、決定する。
- (1) 在園児の場合
 - (2) 兄弟姉妹が在園している場合は優先する
 - (3) 兄弟姉妹が卒園児である場合は前号の次に優先する
 - (4) その他は先着順（抽選等）により選考する
- 3 2号認定者・3号認定者については、川西町が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 5 退園又は休園しようとする1号認定者は、教育・保育給付認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
- 6 1号認定者・2号認定者及び3号認定者が次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
- (1) 園児が小学校に就学したとき。
 - (2) 1号・2号・3号認定者の教育・保育給付認定保護者が、支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 教育・保育給付認定保護者から当園の利用の取消しの申し出があったとき。
 - (4) 園の利用者負担その他の費用の支払いを著しく遅延した場合。（但し、民事上

必要な手続きを行う場合もある。)

(5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第12条 当園が、教育・保育の提供を行っている時間中、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、直ちに必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、川西町及び園児の保護者等に直ちに連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を速やかに講じるものとする。

4 園の責任により園児に対する保育の提供を行っている中で賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(災害対策)

第13条 当園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情への対応)

第15条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努め、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

第16条 当園は、安全かつ適切に教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応

マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

(健康管理・衛生管理)

第17条 当園では、法に準じて園児に対する健康診断を定期的実施する。

- 2 当園は、感染症又は食中毒の発生、又は蔓延を防ぐため、衛生管理を適切に実施し、予防に努める。

(秘密の保持)

第18条 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

- 2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 当園の職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第19条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第34条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 幼保連携型認定こども園指導要録は、当該児童が小学校を卒業するまでの間保存する。

(個人情報使用の同意)

第20条 当園は、園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用するものとする。

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園にあたり入学予定の小学校との間で情報を共有すること。
- (2) 他の施設等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (3) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(沿革)

平成 30 年 4 月 1 日 改定、施行

平成 31 年 4 月 1 日 改定、施行

令和 1 年 10 月 1 日 改定、施行

令和 4 年 4 月 1 日 改定、施行

令和 6 年 8 月 1 日 改定、施行

令和 7 年 2 月 1 日 改定、令和 7 年 4 月 1 日 施行

別表 1（第 9 条 関係）

令和 4 年 1 0 月 1 日

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（実費徴収）

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額	
主食費	1・2号認定者に係る主食費	3 歳児	月額 1, 8 0 0 円
		4 歳児	月額 1, 9 0 0 円
		5 歳児	月額 2, 0 0 0 円
副食費	1・2号認定者に係る副食費	3～5 歳児	月額 5, 1 0 0 円
行事・教材費	子ども達の創造力等を向上するための行事・教材費	月額 5 0 0 円 (尚、行事の内容により別途徴収も行う)	
絵本代	個人用の月刊絵本代	1 冊	4 0 0 円程度
布団代	布団のレンタルに係る費用	1 0 0 円 / 1 日	

こども園利用料について

① こども園利用料は無償化されています。

② 延長保育及び預かり保育の利用料金表

保育形態	早朝保育		預かり保育	延長保育 (前半)	延長保育 (後半)
認定形態	時刻				
	7:00～8:29	8:30～13:00	13:01～16:30	16:31～18:00	18:01～19:00
1 号 (施設等利用給付 2 号認定なし)	50 円 / 30 分		150 円 / 1 回	50 円 / 30 分	200 円 / 30 分
1 号 (施設等利用給付 2 号認定あり) ※1	50 円 / 30 分		150 円 / 1 回	50 円 / 30 分	200 円 / 30 分
2, 3 号認定 (短時間)	50 円 / 30 分			50 円 / 30 分	200 円 / 30 分
2, 3 号認定 (標準時間)					200 円 / 30 分

※1 施設等利用給付 2 号認定ありの方は、利用日数に応じて、最大月額 11,300 円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

別表 2 （第 9 条 関 係）

令和 4 年 1 0 月 1 日

保 育 の 質 の 向 上 を 図 る 上 で 特 に 必 要 で あ る と す る 利 用 者 負 担 金 （ 上 乗 せ 徴 収 ）

項 目	内 容、負 担 を 求 め る 理 由 及 び 目 的	金 額
体 育 指 導	体 育 指 導 に 係 る 講 師 代 3 ～ 5 歳 児	月 額 1, 000 円
English Play	英 語 指 導 に 係 る 講 師 代 3 ～ 5 歳 児	月 額 700 円